

## おの恋らっきやプレミアム商品券 取扱店募集要領

### 1. 発行の目的

小野市及び小野商工会議所では物価上昇に直面している市民と市内事業者の支援を目的に、市内の商店等で利用できる「おの恋らっきやプレミアム商品券（以下、商品券）事業」を実施いたします。

### 2. 商品券の発行について

- (1) 名 称 おの恋らっきやプレミアム商品券
- (2) 発 行 者 小野市
- (3) 発行総額 9 億円
- (4) 発行部数 60,000 冊
- (5) 商 品 券 1 冊 15,000 円分を 10,000 円で販売  
(1,000 円券 15 枚:共通券 9,000 円分、地域利用券 6,000 円分)
- (6) 利用期間 令和 8 年 3 月 25 日（水）～8 年 9 月 23 日（水）
- (7) 販売期間 令和 8 年 3 月 25 日（水）～8 年 9 月 23 日（水）
- (8) 販売場所 郵便局 7 局・小野市伝統産業会館

### 3. 取り扱いにおける厳守事項・ご連絡

重要…商品券には、共通券と地域利用券の 2 種類があります。

共通券…市外に本社（本店）がある店舗を含む商品券取扱登録店全ての店舗で受領できます。

地域利用券…小野市内に本社（本店）がある商品券取扱登録店で受領できます。

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券額面に利用が満たない場合、釣銭は出さないでください。
- (3) 商品券額面と販売金額との不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 利用期間を過ぎた商品券及び市外に本社（本店）がある店舗は地域利用券を受け取らないでください。（誤って地域利用券を受け取られましても、換金はできません。）
- (5) 仕入等支払いへの再利用を可能とします。
- (6) 商品券の紛失及び盗難に対し、小野市・小野商工会議所はその責を負いません。
- (7) 商品券の転売・譲渡・換金はしないでください。

#### 4. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 明らかな資産形成である出資や金融商品
- (2) 換金性が高く、6ヶ月以内の確実な消費に繋がらない商品券、プリペイドカード等
- (3) たばこ
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 性風俗特殊営業等への支払い
- (6) 国や地方公共団体への支払い(公営ギャンブルを含む各種公共料金支払い等)ほか、小野市が適当でないと認めたもの

#### 5. 取扱店の参加資格

小野市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の(1)から(3)に該当する事業者を除いたもので、小野市内の店舗等に限り商品券を利用できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行なっている事業者。
- (2) 上記【4 商品券利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (3) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

#### 6. 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスター、のぼり、ステッカーを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに小野市産業創造課(0794-70-7137)まで報告してください。
- (3) 商品券の交換及び売買は行なわないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された商品券のみ換金可能です。
- (4) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
- (5) 兵庫県暴力団排除条例及び小野市暴力団排除条例を遵守してください。違反が判明した場合は、小野警察署に照会することがあります。
- (6) 商品券の第三者への譲渡が疑われる場合は一旦利用を保留し、市へ通報してください。

## 7. 申請手続について

### (1) 申請方法

この「募集要領」に同意のうえ、以下の①または②いずれかの方法にてお申込み下さい。

①以下のQRよりグループフォームにて申込

②配布した「取扱店登録申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAXによる申込み

### (2) 申請書の提出先

小野商工会議所

〒675-1395 小野市王子町 800-1

TEL : 0794-63-1161 FAX : 0794-63-3460

### (3) 申請期間

令和7年12月24日(水)から令和8年8月21日(金)まで

※令和8年1月30日(金)までに登録申請いただいた取扱店は、

商品券購入時に同封するリーフレットに掲載いたします。



登録申請QR

### (4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、審査を経て取扱店として承認します。承認した場合には後日「取扱店通知書」を発行し結果を通知します。

### (5) その他

①個別の店舗ごとに申し込んでください。小野市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を作成してください。

②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできません。個別のテナントごとに申請してください。

③配布物として、換金(振込)依頼書、ポスター、ステッカー、のぼり、取扱店証明書等があります。準備出来次第連絡いたしますので、小野商工会議所にてお受け取り下さい。

## 8. 換金について

全て登録口座への振り込みとします。なお、1万円未満(1枚から9枚まで)のみ現金で換金致します。また、登録口座に不備があり、再振り込みとなった場合は振込手数料をご負担いただきます。

振込先登録口座の変更を希望される際は、取扱店証明書をご持参の上、変更届をご提出ください。

### (1) 換金方法(登録口座への振込)

取扱店は換金期間内の、平日9時～12時、13時～16時(小野商工会議所開館日)に小野商工会議所窓口へ「取扱店証明書」と使用済商品券、商品券換金(振込)依頼書を提出してください。

(2) 換金に必要なもの ※全て揃わないと換金受付できません。

①使用済商品券

②商品券換金(振込)依頼書

その都度、換金に持ち込まれた商品券（「共通券」「地域利用券」それぞれ）の枚数を記入してください

③取扱店証明書

④当日窓口に来られた方の身分証明書(運転免許証等)番号を控えさせて頂きます。

(3) 換金期間

令和8年4月1日（水）から令和8年9月30日（水）16時（厳守）まで

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

## 9. 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

## 10. その他留意事項

(1) この「募集要領」に記載のない事項は、小野商工会議所へお問い合わせください。

(2) 取扱店情報(店舗名称、所在地等)は、「商品券の使えるお店(一覧表)」として、おの恋らつきやプレミアム商品券ホームページ等に掲載しPRいたします。

(3) 振込先登録口座がみなと銀行小野支店以外の事業所の方で、換金する商品券の枚数が10枚未満かつ口座振込による換金を希望される場合は、出来る限り9月に入ってからの換金にご協力ください。

<問い合わせ先> 小野商工会議所

〒675-1395 小野市王子町800-1

TEL: 0794-63-1161 FAX: 0794-63-3460